

責 任 分 担 表

項目		指定管理者	教育委員会
施設の運営 (使用の許可関連事務、利用調整、指導、警備、苦情対応、 利用促進活動、施設運営にかかる総務・経理業務等)		○	
施設の維持管理 (清掃、建物施設・設備保守点検、設備等法定点検、安全衛生 管理、光熱水費支出等)		○	
複写機使用料の徴収 (※ 1)		○	
災害時対応 (※ 2) (待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)		○	(指示等)
災害復旧工事 (本格復旧)			○
施設、設備等の修繕 指定修繕料：緊急修繕 138 千円 (※ 3)		○ (指定額の 範囲)	○ (指定額を 超える範囲)
施設の整備、改修工事 (※ 4)		(承認を経て 実施可)	○
備品	新規購入 (※ 5)	(任意)	○
	更新		○
	修繕 (緊急修繕)	○	
自動車事故に対する賠償責任 (※ 6)		○	○ (指定管理 業務の一部)
利用者の被災に対する賠償責任 (※ 7)		○ (管理瑕疵に よるもの)	○ (左以外)
施設、設備等の損傷の回復 (※ 7)		○ (管理瑕疵に よるもの)	○ (左以外)
包括的管理責任			○

※ 1) 徴収した複写機使用料については、指定管理者の収入とし、複写機のトナー、用紙代等に充当すること。

※ 2) 指定管理者は施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設又は施設利用者に被災があった場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大の防止に努めるとともに、直ちに教育委員会に報告する義務を負う。

- ※３） 修繕はあらかじめ定められた指定修繕料の範囲で、教育委員会の事前承認の下、実施する。また、年度末において指定修繕料に残額が生じた場合は、指定期間の最終年度を除き、次年度以降の修繕料として使用できるものとし、最終年度で合算して精算を行う。
- ※４） 指定管理者が建物、設備等の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させる小規模改修等を実施しようとする場合は、事前に教育委員会の承諾を得ること。なお、この場合における当該改修等による資産価値の増加は、指定管理者ではなく教育委員会に帰属するものとする。
- ※５） 教育委員会が配置した備品（別紙２「備品一覧表」）は、指定管理者が管理すること。配置された備品以外で新規に購入を要するものは、原則として教育委員会が調達する。指定管理者が自らの判断で購入する備品については、指定管理者に帰属するものであるが、購入に当たっては、事前に教育委員会に報告すること。
- ※６） 指定管理業務において車両を使用する場合は、必ず自動車保険（任意保険）に加入すること。
- なお、自動車保険の内容については、現在市が加入する保険と同等の内容（下記参考）以上のものとする。
- 自主事業の実施に要する経費は、指定管理者の負担と定めているため、当該自動車保険料についても、指定管理料の提案に含めないものとする。

（参考） 現在市が加入している自動車保険の内容と限度額

自動車損害共済

- | | |
|--------|--------|
| ・ 対人賠償 | 無制限 |
| ・ 対物賠償 | 500 万円 |

注）市は本保険に引き続き加入する。

- ※７） 施設内での事故により利用者が被害を受けた場合、施設の欠陥に起因する賠償責任は市が負い、指定管理者の管理瑕疵によるものは指定管理者の責任となるが、市が加入している下記の「全国市長会市民総合賠償補償保険」では、指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、新たに保険加入する必要はない。ただし、指定管理者が行う独自の事業は対象外となる。

指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うこととし、指定管理者が加入する損害保険において対応する。なお、その保険料は指定管理者の負担とし、当該保険料については、指定管理料の提案に含めないものとする。

(参考1) 現在市が加入している施設賠償責任保険の内容と限度額

全国市長会市民総合賠償補償保険

・身体賠償 1名につき1億円 1事故につき10億円

・財物賠償 1事故につき2,000万円

注) 市は本保険に引き続き加入する。

(参考2) 指定管理者の責任となる管理瑕疵による事故は、施設の清掃・保守・点検修理、施設利用者の受付・誘導・事故の際の避難、施設利用者に対する利用上の注意指導、その他施設の管理上、指定管理者の過失等により生じた事故をいう。